

宮西連区運営協議会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、宮西連区運営協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は宮西連区において活動する、「地域づくり協議会」「社会福祉協議会宮西支会」「町会長会」と関連団体である「老人クラブ」「女性の会」の組織体制及び事業運営等につき、指導・助言を行うことを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 連区運営会議を主管し、連区活動の基本的な指針を決定する。
- (2) 連区活動報奨費規程に基づき、該当年の該当者と金額を決定する。

第4条 本会の事務所は、宮西公民館内に置く。

第2章 組織

（組織）

第5条 本会は、以下に定める団体の役員及びアドバイザーで組織を構成する。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 地域づくり協議会 | 会長、副会長 |
| (2) 社会福祉協議会宮西支会 | 支会長、副支会長 |
| (3) 町会長会 | 代表、副代表 |
| (4) 老人クラブ | 会長 |
| (5) 女性の会 | 会長 |
| (6) 事務局担当 | |
| (7) 民生児童委員協議会 | 会長、副会長 |
| (8) 公民館 | 館長 |

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事務局（書記、会計）2名
- 2 会長は組織構成メンバーの互選により決める。
 - 3 副会長、事務局担当は会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会及び役員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時その仕事を代理する。
- (3) 事務局は本会の議事の記録と、運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長に選任された期間が通じて4年である者に限り、再任することができない。
- 3 補欠役員等の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は仕事が満了した場合においても、後任者が選任されるまで、その仕事をを行わなければならない。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は原則年4回(四半期毎)に開催する。会長が議長として執り行なう。但し、会長が必要と認めた場合は随時開催する。

- 2 第3条に定める連区活動報奨費審議会議は例年2月末に開催する。

第4章 会計

(会計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の経費は、連区運営報償費をもって充てる。

第5章 その他

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

- 1 この会則は、令和6年3月2日から施行する。